

令和5年冬号



変わる「生前贈与」

令和5年(2023年)税制改正大綱より



雪うさぎ watercolor Hand Drawn illustration

贈与制度について2つの改正

目次

令和5年(2023年)税制改正での国の方針は下記です。

1. 贈与税と相続税の税率差を使った過度な節税を封じたい
2. 高齢者世代から消費旺盛な若者世代への資産移転を奨励する

そのため、増税と減税の改正が行われます。

1. 2種類の贈与
2. 暦年課税制度の増税改正
3. 相続時精算課税制度の減税改正
4. 税制改正への対策など

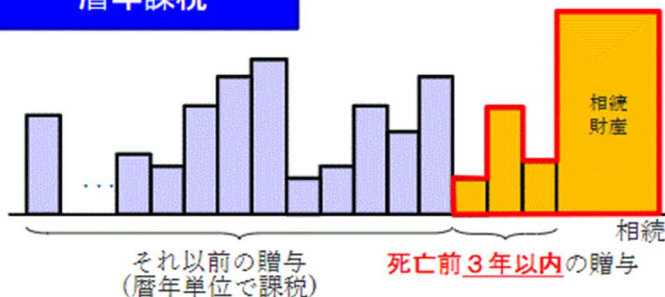
2種類の贈与

贈与を実行した場合の課税方式には、「毎年 110 万円までは贈与税がかからない暦年課税制度」と、「累計 2,500 万円まで贈与税は一旦非課税ですが、贈与した財産は相続財産に持ち戻され相続税で精算する相続時精算課税制度」の2種類があります。

この2種類は原則自由に選択することができますが、一度「相続時精算課税制度」を選択すると「暦年課税制度」には戻れません。

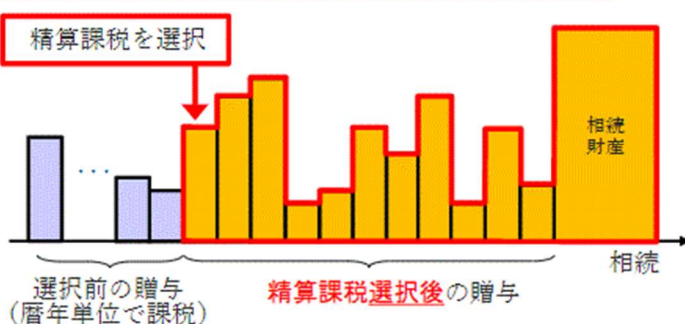
現行の贈与税における暦年課税と相続時精算課税の仕組み

暦年課税



- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
 - ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。
- に相続税を課税

相続時精算課税（暦年課税との選択制）



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
 - ※ 暦年課税のような基礎控除は無し。
 - ※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。
 - 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。
- に相続税を一体的に課税

（出典）内閣府「税制調査会 2022 年 10 月 26 日資料より」

暦年課税制度の増税改正

相続税は亡くなった人の財産に対してかかる税金であるため、亡くなる直前に贈与により財産を減らそうという意向が働きやすいです。

そこで税制は、「生前贈与加算制度」を設けて、「死亡前 3 年以内の贈与を相続財産に持ち戻す」ことにしています。

(改正内容)

1. 相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間を、**3年から7年に延長**
2. 延長した4年間(相続開始前3年超7年以内)に受けた贈与については、合計100万円まで相続財産に加算しない
3. **令和6年(2024年)1月1日以後に贈与**により取得する財産に係る相続税について適用
⇒ 相続開始日が令和13年(2031年)1月以後初めて加算期間7年となり、令和8年(2026年)12月以前の場合は改正の影響を受けません

相続時精算課税制度の減税改正

高齢者世代から若者世代への資産移転を、日本経済活性化の観点から国は大きく奨励していますので、下記の内容が、令和5年度(2023年度)税制改正大綱に記載されました。

(改正内容)

1. 相続時精算課税制度における**110万円基礎控除の創設**
⇒ 相続時精算課税制度を選択後も、毎年110万円基礎控除以下の贈与について贈与申告不要、かつ、相続税の持ち戻しの対象にもならず
2. 災害被害を受けた場合の再計算
⇒ 相続時精算課税の適用を受けた土地又は建物が災害被害を受けた時は、相続税の計算における評価額は災害後の評価額とする
3. **令和6年(2024年)1月1日以後の贈与又は災害**について適用

税制改正への対策など

1. 令和5年(2023年)中の暦年課税贈与実行

増税改正は、令和6年(2024年)1月1日以後の贈与ですから、令和5年(2023年)中の贈与は対象外です。今年の贈与は少し大きめにされてもいいのかもしれない。

2. 孫や曾孫、子供の配偶者への暦年課税贈与実行

生前贈与加算対象は、「相続又は遺贈により財産を取得した人」で、多くの場合は相続人です。孫や曾孫、子供の配偶者は現行では原則、生前贈与加算の対象外なのです。

3. 相続時精算課税制度の検討

110万円基礎控除創設など使い勝手が向上していますので、一度ご検討下さい。

※今回の内容は国会を通過するまでは正式な決定事項ではありませんのでご留意下さい。



会社概要

会社名	M^{oney}-c マネーコンシェルジュ 税理士法人	Bs 会社売るなら、ビジサク! ビジネスサクセッション株式会社
代表	今村 仁	
所在地	〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町 2-1-29 三井住友銀行南森町ビル 3F	〒107-0052 東京都港区赤坂 8-13-19 インペリアル赤坂 1 番館 512 号
電話番号	06-6450-6990	03-6455-4275
FAX番号	06-6450-6991	03-6455-4276
メールアドレス	info@money-c.com	info@business-s.jp
ホームページ	https://www.money-c.com https://sogyo5.money-c.com https://chosa.money-c.com https://kessan.money-c.com https://tsubo.money-c.com	https://www.business-s.jp
営業日	月～金 9:00～17:30	
休業日	土・日・祝日	
人数	9人 (税理士3人、グループ全体)	
資本金	2,000万円 (グループ全体)	
設立	2003年	2007年
業務内容	<p>税務会計業務全般 (電子申告対応) / 記帳代行業務 / 給与計算代行業務 / 経営コンサルティング業務 / 経営分析・事業計画作成支援業務 / 新規開業支援業務 / 節税及び金融機関対策業務 / 経理の合理化支援業務 / 自計化支援業務 / 会計ソフト導入・運用支援業務 / 相続贈与申告・対策業務 / 事業承継支援業務 / 相続名義変更支援業務 / 税務調査対応業務 / IPO 支援業務 / M&A 支援業務 / セミナー講師業務 / 執筆業務</p> <p>◎『認定経営革新等支援機関』に認定</p>	<p>M&Aに関する仲介、斡旋、アドバイザー業務 企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザー業務 MBO 支援業務 企業、事業のデューデリジェンス業務 事業承継全般のコンサルティング業務 セミナー業務・執筆業務など</p>
決算期	12月	12月
取引銀行	三井住友銀行 南森町支店	三井住友銀行 赤坂支店
ネットワーク	<p>株式会社オールアバウト「節税対策」公式ガイド / 株式会社日本 M&A センター「ビジネスサクセッション」 / NPO法人相続アドバイザー協議会 上級アドバイザー / ビジネス会計人クラブ(BAC) 会員 / 日本ファイナンシャルプランナーズ協会 / 株式会社ミロク情報サービス / 積水ハウス株式会社 / 大阪商工会議所北支部 / 積和不動産関西株式会社 / 相続名義変更アドバイザー事務所 / 宝印刷株式会社 / フジ住宅株式会社 / 株式会社オンデック / 大和ハウス工業株式会社 その他、司法書士・社会保険労務士・弁護士・行政書士など</p>	
アクセス	<p>地下鉄：大阪メトロ谷町線・堺筋線「南森町駅」①出口を出てすぐ JR：東武線「大阪天満宮駅」①出口を出てすぐ 車：阪神高速「南森町」下車すぐ</p>	<p>地下鉄：東京メトロ千代田線「乃木坂駅」①出口徒歩5分「赤坂駅」②出口徒歩8分 東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線「青山一丁目駅」④北出口徒歩10分 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」②出口徒歩10分</p>